

第32回大空町農業委員会総会議事録

平成29年1月27日 第32回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	4番 早川 敏幸
5番 苫米地 正幸	6番 辻 功	8番 田中 秀雄
9番 川野 静雄	11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟
13番 長谷川 伸一	14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎
16番 石田 敦	17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄
19番 岡内 祐一	20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司
22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二
25番 山神 正信		

(2) 欠席者

3番 井上 良幸	10番 小久保 謙
----------	-----------

2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪	主事 安念 真人
主事 鈴木 聡		

第32回大空町農業委員会総会議事録

午後4時13分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第32回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>年明けて1月に、皆さんにまだ全員にはお会いしていませんので、本年もよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>網走でありました市町村の年金研究会、また、全道の年金の研究会に参加を頂きました委員さんに於かれましては大変ありがとうございました。</p> <p>農業者年金研究会では、網走でも言われたと思うんですけども、10万人を突破して、新たに13万人を目標にして、今やっているわけです。</p> <p>大空町に於いても、各委員さんのご協力を経て、1人でも多く年金に加入をして頂きますようお願い申し上げたいと思います。</p> <p>昨年の暮れに、今年7月に改正の時期でございますけれども、各地域で各委員さん、色々説明をして頂きました方達にも、厚くお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>また、今年も新たな気持ちで農業委員活動に、皆さんで邁進して頂きたいなと思って考えております。よろしくお願い致します。</p> <p>簡単ではありますが、開催に先立ちまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>12月26日開催の第31回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第32回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後4時18分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p>

作田局長	<p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、22名であります。井上委員・小久保委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計10件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、14番岩原委員、15番晴山委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成29年1月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、隣接する農地を所有する譲受人に贈与する案件です。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p>

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番説明朗読】 この件につきましては、親子間の贈与の案件です。 本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 なお、親子間の贈与のため、図面を省略しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、親子間の贈与の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】 この件につきましては、使用貸借から賃貸借に変更する案件です。 本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 なお、この申請に係る農地の図面につきましては、3ページに掲載しております。 以上でございます。
山神会長	この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。
石田委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、使用貸借から賃貸借に変更する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
永倉代理	図面は無いのではないかと。
渡邊主査	無いです。
永倉代理	3ページって言っていたから。
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

<p>渡邊主査</p>	<p>追加議案です。</p> <p>次に、利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p> <p>こちらにつきましては、先程お配りさせて頂きました議案の番号 2 と書いてある A4 の 1 枚をご覧頂ければと思います。</p> <p>ちょっと事務局の不手際でご迷惑おかけしております。大変申し訳ございません。</p> <p>【議案 2 号利用権設定関係 2 番説明朗読】</p> <p>議案をちょっと訂正させて頂きたいと思います。</p> <p>契約内容でございますが、賃貸借でございます。期間は 10 年間でございます。許可は平成 39 年 1 月 26 日まで。</p> <p>すみません、金額が大きく誤っております。2 万円でございます。</p> <p>訂正させて頂きたいと思います。</p> <p>この件につきましては、町有地を貸し付ける案件でございます。過去に町道となっていた箇所でございます。現在は、町道認定されている場所ではございません。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、先程追加で、図面をお配りさせて頂いておりますが、こちらに記載のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について第 2 地区石田委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
<p>石田委員長</p>	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、借主については意欲的に営農しており、規模拡大により経営力の強化を図ることとなります。今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>暫時休憩いたします。 (午後 4 時 28 分)</p>
<p>山神会長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (午後 4 時 29 分)</p> <p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成29年1月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第2号利用権設定1番説明朗読】 この件につきましては、現在使用している牛舎の隣接地に牛舎等を増築する案件です。 本件については、12月14日に第1地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存牛舎の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。 また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。 なお、この申請に係る図面を、2ページから4ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上でございます。
山神会長	この件について第1地区丹羽副委員長より補足説明があればお願いします。
丹羽副委員長	当案件につきましては、12月14日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番から 2 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成 29 年 1 月 27 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 3 号利用権設定関係 1 番から 2 番説明朗読】 1 番から 4 番については全件、更新の案件です。そのため、図面を省略しております。 また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 1 番の借主の経営面積は、61.3ha。 2 番の借主の経営面積は、40.1ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番から 2 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 1 番から 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 3 番から 4 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 3 番から 4 番説明朗読】 この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 3 番の借主の経営面積は、38.7ha。労働力は 2 人です。 4 番の借主の経営面積は、24.5ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 3 番から 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 3 番から 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 29 年 1 月 27 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 4 号所有権移転関係 1 番説明朗読】 この件については、12 月の総会において、買入協議の議決を頂いたものです。その際に、説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。 以上でございます。

山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成 29 年 1 月 27 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告 1 号説明朗読】
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 (午後 4 時 41 分)